

景観まちづくり刷新支援事業 新規事業採択時評価の客観的評価指標

評価項目	評価指標
1. 前提条件 〔 全項目を満足 〕	☐ 地区に関する要件への適合 景観法に基づく景観計画の区域内又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画の重点区域内で実施される。 ☐ 景観資源に関する要件への適合 活用すべき景観の優れた地域資源※¹ 及び外国人観光客を呼び込める観光資源※²を有している。 ※¹ 山、川などの自然景観や文化財等の歴史的景観など ※² 城郭、寺社、温泉街など ※地域資源と観光資源は同一でも可 ☐ 景観に係る取組に関する要件への適合 まちづくりの全体像や将来像を有しており、その実現に向け本事業以外の取組も積極的に行っている。 ☐ 民間との連携に関する要件への適合 事業は、民間事業者等の地域の関係者と連携・協力しながら取り組むものである。 ☐ 景観に関するこれまでの取組状況に関する要件への適合 従前より良好な景観の保全・創出に関する取組を積極的に行っており、本事業の実施及び本事業の実施後の継続的な空間の質の向上にあたり、必要なノウハウや実績を有している。 ☐ 事業の実現可能性に関する要件への適合 本事業の実施にあたり地方公共団体の実施体制の整備や地元関係者との調整がなされており、3年間で計画通り事業を実施できる。
2. 景観の刷新性 〔 どちらか一方を満足 〕	☐ 従前の取組の中で解決されていなかった課題が、3年間の集中的な景観整備により解決され、従前従後で際だった景観の変化※³が見込まれる。 ☐ 地域資源や観光資源など、地域のシンボルとなる景観資源の活用に関して、3年間の集中的な景観整備より従前従後で際だった景観の変化※³が見込まれる。 ※³ ここでいう景観の変化は、単に外観の変化だけでなく、人々が歩きたくなる、住んでみたくなるといったように利活用が促進される、あるいは生活の豊かさを享受できるような空間の質的向上を伴うものである。
3. 地域の活性化 〔 どちらか一方を満足 〕	☐ 受入観光客数の増加 本事業により、モデル地区又はそれを含む地方公共団体の受入観光客数の大きな増加が見込まれる。 ☐ 街の賑わいの創出 本事業により、市民活動やイベントの活発化、空き家や空き店舗の減少など、街の賑わいの創出が見込まれる。
4. その他 〔 全項目を満足 〕	☐ 事業の効率性 便益が費用を上回っている (B/C≧1.0)